

# 令和5年度特定教育・保育施設等における 集団指導説明会

## (1) 指導監査について 認可保育所・認定こども園向け

令和5年8月7日  
流山市子ども家庭課子ども政策室

# 1 指導監査の種類について

	認可制度に伴う監査	確認制度に伴う監査
国の根拠法令	児童福祉法	子ども・子育て支援法
各制度の趣旨 及び目的	「認可基準」を満たすことで、保育所・小規模保育事業等を開始できる	利用定員を設定し、「確認基準」を満たすことで、公定価格の給付を受けることができる
基準を定めている 条例等	流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
監査	保育所等が認可基準を満たしているかをチェックします	特定教育・保育施設等が確認基準を満たしているかをチェックします
監査の実施主体	認可保育所・認定こども園 → 県 小規模保育事業所 → 市	認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所 → 市

# 1 指導監査の種類について

## 確認監査の種別

種別	内容	
指導	集団指導	各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により実施。
	実地指導	施設型給付費等の支給対象として市の確認を受けた全ての施設・事業者を対象に、主に運営基準の遵守状況を定期的に確認。
監査	次に該当する場合等、必要に応じ随時実施します。 ①運営基準の著しい違反が確認され、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合 ②給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められた場合	

- 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）については、**原則として千葉県が実施する認可制度に基づく施設監査と合同で実施します。**
- 特定地域型保育事業（小規模保育事業）については、**児童福祉法に基づく指導監査と一体的に実施します。**

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項 前年度の監査実施状況について

実施施設数	監査結果内訳			
	文書指摘	口頭指摘	助言	指摘なし
22（実地12・書面10）	6	20	7	1

## 文書指摘

特定教育・保育施設等の基準に関する法令及び通達等に違反する場合（運営管理上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合を含む）が該当します。

➡結果通知後の指定期間内に、**改善報告書（改善内容が分かる書類の添付を含む）**の提出が必要です。

## 口頭指摘

特定教育・保育施設等の基準に関する法令及び通達等以外の法令等に違反する場合は該当します。

➡改善報告書の提出は求めませんが、次回監査実施時に改善状況を確認します。

**助言** 施設運営に資するもの（運営の向上を図るもの）を助言とします。

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項

## (1) 適切な職員の勤務体制の確保

### 指摘事項例

- ・ 時間帯（職員の休憩時、朝・夕）によって、配置基準を満たす保育士数を確保していない。
- ・ 保育士配置数に施設長を含んでいる。

### 施設長、休憩中の保育士は、保育士配置数に含むことは出来ません。

- ・ 保育士の休憩時間を考慮したうえで、配置基準を満たす職員配置を行ってください。
- ・ 施設長は「常時実際にその事業所の**運営管理の業務に専従**し、かつ給付費からの給与支出がある者」です。施設長が早番や遅番など必要保育士数の1人として配置されている場合は、施設長の職務に専念しているとは言えません。

(根拠法令)

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）  
特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日雇児発0823第1号通知）

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項

## (1) 適切な職員の勤務体制の確保

朝夕などの児童が少ない時間帯において、保育士の配置基準により算定される必要配置数が1人となる場合でも、2人以上配置してください。

配置が可能な組み合わせは下記のとおり。

職員①	職員②	適否
常勤保育士（保育士資格）	常勤保育士（保育士資格）	○
常勤保育士（保育士資格）	非常勤保育士（保育士資格）	○
非常勤保育士（保育士資格）	非常勤保育士（保育士資格）	×
常勤保育士（保育士資格）	みなし保育士（子育て支援員・幼稚園教諭等）	○
常勤保育士（保育士資格）	保育補助（無資格）	×

（根拠法令・通知）

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）

保育所等における保育士配置に係る特例について（平成28年2月18日雇児発0218第2号）

保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて（令和3年3月19日子発0319第1号）

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項

## (1) 適切な職員の勤務体制の確保

### 指摘事項例

- ・ 調理員の出勤が無い日に、保育士が代わりに給食を提供している。  
(調理をしている間、保育士数が不足している。調理員が不足している。)

### 給食の調理は必ず、調理員が行ってください。

- ・ 保育士等が一時的に保育業務から外れて、給食を調理し、提供している事例がありました。
- ・ 衛生上の観点から、保育業務に従事していた者が、一時的に調理を行うことは望ましくありません。
- ・ 一時的に保育業務を外れていることにより、配置基準上の必要保育士数が不足する場合があります。

(根拠法令)

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項

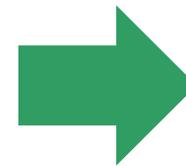
## (2) 自己評価・外部評価の実施

### 指摘事項例

- ・自己評価や第三者評価を実施していない。
- ・外部評価のうち、保護者アンケートのみ実施しており、第三者評価を実施していない。
- ・実施しているが、その結果を公表していない。

保育士等（個人）  
の自己評価

保護者による  
外部評価



保育所（組織）  
の自己評価

外部機関による  
第三者評価

評価結果の振り返り  
保育内容への反映  
**評価結果の公表**

園だより、園HP等に掲載  
施設内掲示、保護者会での報告

第三者評価の実施を予定・検討されている場合は、公定価格の加算の他に市保育課から上限30万円まで補助を実施しています。詳細は保育課にお問い合わせください。

(根拠法令)

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第24号）  
保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項

## (3) 運営規定の記載事項

運営規定は市条例に基づき、記載しなくてはならない事項が定められています。次の項目を**全て**運営規定に記載してください。

### 必要記載事項と指摘例

- ①施設・事業の目的及び運営の方針
- ②提供する教育・保育の内容
- ③職員の職種、員数及び職務の内容

➔【指摘例】記載事項と、実際に勤務している職員の人数や役職が異なる。

「保育士 ○人以上※入所児童数に応じて、認可基準上必要な保育士を常に配置する」といった記載も可。認可基準と実態に即した記載内容にしてください。

- ④特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びにその提供を行わない日

➔【指摘例】開所時間、標準保育時間（11時間）、短時間（8時間）、延長保育時間を満たした時間が記載されていない。

（根拠法令）

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項

## (3) 運営規定の記載事項

### 必要記載事項と指摘例

- ⑤教育・保育給付認定保護者から支払を受ける利用者負担額等の種類、支払を求める理由及びその額  
➔【指摘例】実費徴収や上乗せ徴収がすべて記載されていない。
- ⑥特定教育・保育施設の種別に応じた小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員  
➔【指摘例】正しい利用定員数が記載されていない。（市に申請している利用定員数と異なる）
- ⑦特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項  
➔【指摘例】⑩の項目が抜けている事例がある。
- ⑪前各号に定めるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(根拠法令)

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項

## (4) 重要事項説明書の記載事項

### 指摘事項例

- ・ 運営規定と異なる内容が記載されている。
- ・ 実費徴収や上乗せ徴収の記載事項が不十分
- ・ 土曜日の合同保育について記載がない。

### 運営規定と重要事項説明書の記載内容が異なる事例が散見されます。

記載内容が誤りが無いのか、古い情報が記載されていないか点検してください。

### 土曜日の合同保育の実施について

- ①実施する場合は、重要事項説明書に明記し、事前に保護者から合同保育の実施について合意を得てください。
- ②共同保育を行う施設の職員体制や安全対策、費用負担などについて十分協議してください。

(根拠法令)

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について（平成31年3月29日内閣府事務連絡）

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項

## (5) 実費徴収と上乗せ徴収

保護者から徴収する費用について、運営規定および重要事項説明書に**全て**記載してください。

徴収する**品目・理由・金額**を具体的に記載してください。

公定価格で算定されていない費用について、実費徴収や上乗せ徴収として徴収が可能です。

公定価格に含まれるもの→保育にあたり通常必要なもので、共有で使用するもの

(例：トイレットペーパー、ハンドソープ、ボックスティッシュ、雑巾など)

	内容	例
実費徴収	施設の利用において、通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められる費用。 重要事項説明書と併せて、費用の徴収について保護者から同意を得てください。	①日用品、文房具その他の保育に必要な物品購入費用（教材費、制服、卒園アルバムなど） ②行事参加費用（運動会、遠足等） ③食事費用（3歳以上児の食材料費等） ④施設に通う際に必要な費用（通園バス費等）
上乗せ徴収	保育施設の質の向上を図る上で特に必要であると考えられる費用。 重要事項説明書の同意とは別に、上乗せ徴収について保護者に対し文書による同意を得る必要があります。	付加的な特別教育代（英語教育など） 希望者を対象とした習い事（スイミングスクールや英語教室）は上乗せ徴収に該当しません。

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項

## (6) 第三者委員の適切な配置

### 指摘事項例

- ・ 第三者委員を配置していない。複数人配置していない。
- ・ 第三者委員の連絡先を保護者に周知していない。

苦情受付窓口	対象者	内容
苦情受付担当者	施設職員	苦情を受け付けて、苦情解決責任者や第三者委員へ報告し、受付から解決・改善までの経過や結果を記録する。
苦情解決責任者	施設長・理事	苦情解決の仕組みの周知や苦情者との話し合いによる解決、改善を約束した事項の報告などを行う。
第三者委員	中立性・公平性が確保できる方を複数名	利用者が直接、苦情申出をしにくい際の苦情解決や立会いなどを行う。 例：評議員、監事、監査役、社会福祉士、民生委員、児童委員、弁護士など

第三者委員を選任しているにもかかわらず、その連絡先を利用者等に周知していない。  
 もしくは、選任しているが、第三者委員が機能していない事例がありました。  
第三者委員の適切な選任および苦情受付窓口の周知を行ってください。

# 1 前年度の監査実施時の主な指摘事項

## (8) 内容変更届の提出

### 指摘事項例

- ・ 内容変更届を提出せず、無断で施設のレイアウト変更や改修を実施していた。
- ・ 1年前に施設長を変更していたにも関わらず、届出をしていなかった。

変更が生じたら **「事前」に「必ず」、市に内容変更届を提出してください。**

届出が必要な変更事項	
建物・設備 (工事を伴う改修や各部屋の配置替え、 保育室の有効面積が大幅に変動する模様 替え等)	施設所在地
運営規定	施設名称
施設長	認可定員※1、利用定員※2
法人代表者	法人名称または法人所在地

※1認可定員とは  
施設の受入上限定員数のこと。

※2利用定員とは  
認可定員の範囲内で設定する定員数の  
こと。原則として認可定員＝利用定員

## 2 指導監査結果の公表について

前年度の指導監査結果を流山市HPに公開しています。  
現在は施設ごとに「文書指摘」「口頭指摘」「助言」の区分のみ掲載しています。  
今年度以降は指摘区分のみならず、どのような事項で指摘されたか概要を掲載する予定です。

### 認可保育所・認定こども園の監査結果

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1001107/1001162/1027758.html>

### 小規模保育事業所の監査結果

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1001107/1001162/1001186.html>

# 3 今年度からの変更事項 安全計画の策定義務

令和5年4月1日より、安全計画を各施設において策定することが義務付けられました。

## 安全計画策定の規定内容について

- ・ 児童の安全を確保するための取り組みを計画的に実施するための計画を策定すること。
- ・ 策定した安全計画について、施設長等は、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知すること。
- ・ 施設長等は、利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。
- ・ 施設長等は、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて変更を行うこと。

# 3 今年度からの変更事項 安全計画の策定義務

## 安全計画における規定事項

1	保育所等の設備の安全点検の実施に関すること（園舎、園庭、散歩コースや緊急避難先）
2	保育士等の職員や児童に対し、①～③における活動・取組時の安全確保ができるよう指導すること。 ①保育施設内での保育時 ②散歩等の園外活動時 ③バス等の運行時（独自に送迎を行っている場合）
3	安全計画に係る取組等を確実にを行うための職員への研修や訓練に関すること （避難・消火訓練、救急対応訓練、不審者対応、送迎バスにおける見落としなど）

◎事故が発生しやすい場面については特に必要な対策を講じること。

- （例） ・ 散歩等の園外活動中 ・ 睡眠中 ・ プール活動  
・ 水遊び中 ・ 食事中 ・ 送迎

（根拠通知）

保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について（令和4年12月15日厚生労働省通知）

# 4 虐待等の不適切な保育について

## 全国での事例

報道年月	概要	内容
令和4年9月	バスの置き去り (静岡県牧之原市)	送迎バス内に置き去りにされた児童が熱中症で死亡。
令和4年11月	不適切保育 (静岡県裾野市)	児童の足をつかんで宙づりにしたり、頭を殴るなどの不適切保育。 保育士3人が逮捕。
令和4年12月	不適切保育・不正 (千葉県松戸市)	給食時、児童の頭をたたく、児童の腕を引っ張って引き寄せたり頭をおもちゃでたたく。退職した職員分を含めて虚偽の申請をし、補助金の不正受給を行う。
令和5年5月	不適切保育・不正 (神奈川県横浜市)	給食を口に押し込む。児童のあごをつかむ。 虚偽の申請をし、補助金（障害児の受入れに係る加算）を受け取る。
令和5年5月	不適切保育 (三重県桑名市)	最長4時間にわたって児童に対し給食を食べるよう強要した。 着替えの際に手や足を引っ張った。

# 4 虐待等の不適切な保育について

## 不適切な保育とは（国のガイドライン上の定義）

①虐待	身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待に該当する行為
②虐待等	①の虐待に加えてこどもの心身に有害な影響を与える行為を含んだ行為
③不適切な保育	②の虐待等と疑われる事案（不適切な保育、行き過ぎた指導）
④「望ましくない」と考えられるかわり	こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

施設職員による不適切な保育の疑いや心配がある場合は、**流山市保育課（04-7150-6124）**にご連絡ください。

※入所児童のうち家庭での虐待等が疑われる場合は**子ども家庭課内の虐待・DV防止対策室（04-7158-4144）**にご連絡ください。

（参考資料）  
保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月こども家庭庁）

# 4 虐待等の不適切な保育について

## 「不適切な保育」を未然に防ぐために

- ・各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行う。
- ・各職員がこどもの人権・人格を尊重する意識（こどもにとってどうなのか）を共有する。

## そのためには...

- ・保育士会のチェックリスト等を活用し、日々の保育の振り返りを行う。
- ・自己評価や第三者評価を活用し、様々な視点から保育内容を振り返る。
- ・こどもの人権、人格を尊重する保育について研修等を行う。

## 「不適切な保育」が施設内で起きてしまったら

- ・事案を把握したら、速やかに市に報告・相談をする。
- ・不適切な保育に限らず、ヒヤリハット、事故報告書など正確な記録を残す習慣をつける。
- ・保育室内にカメラを設置するなど、客観的に事実が確認できる対策を行う。

(参考資料)

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月こども家庭庁）

# 5 実施スケジュールについて

## 実施スケジュール

千葉県（松戸健康福祉センター）が実施する指導監査と合同で順次実施予定です。  
監査実施日のおおよそ1か月前に個別に実施通知を送付します。

